

いじめの防止等のための基本的な方針

浜松市立佐久間小学校

平成26年7月1日策定

(令和2年4月1日改定)

1 はじめに

本校は浜松市北部の山間地にあり、緑が豊かで清流が流れ、風光明媚な自然環境に恵まれています。このようなのどかな環境の下、学校や保護者、地域が一体となって子供を育てるという伝統的な風土が根付いています。そのため、子供たちは、素直で礼儀正しく、挨拶がよくでき、欠席が少ないのが特徴です。しかし、固定化された人間関係や家庭環境の変化などにより、必ずしもすべての子供が学校生活に満足しているとは言えません。生活アンケートによると、いじめとまではいかないまでも、心ない言動によって深く傷付き、人間関係にひずみが生じる事例も見られます。これがやがて、いじめへと発展する懸念もあります。

私たち教師は、いじめはどんな子供にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子供をいじめの犠牲にしないために未然防止に努めるとともに、いじめが起こった場合には、学校を挙げていじめられている子供を守り抜くという強い姿勢で臨まなければなりません。そのためには、子供が規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組み、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが大切です。そして、子供一人一人に学校や学級集団の一員としての自覚や自信をもたせ、互いのよさを認め合えるような人間関係や学校（学級）風土をつくっていかねばなりません。また、ともすると、教職員の言動が子供を傷付けたり、他の子供によるいじめを助長したりすることもあります。このようなことが絶対に起こらないよう、指導の在り方にも細心の注意を払う必要があります。

以上のことから、本校の子供の実態や地域の実情を踏まえて、本校独自の「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、方針に基づいていじめの防止に努めていきます。

令和2年4月1日

浜松市立佐久間小学校長 山田 順子

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 定義

いじめとは、「学校に在籍する児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。いじめの表れとしては、

- 1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団から無視される
- 3 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等が該当します。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものでなく、被害を受けた子供の立場に立つことが必要であると考えます。また、いじめに該当するか否かの判断についても、単に「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルを含めた周辺の状態等を客観的に確認することも大切であると考えます。ゆえに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じている被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(2) 基本的な考え方

① 未然防止

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子供の尊厳が守られ、子供をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての大人が取り組むことが大切です。未然防止の基本となるのは、子供が周囲の友人や大人と信頼できる関係を築くことです。また、学校では、安心・安全に生活できることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりをしていくことを基本とします。具体的には、アンケート・個人面談・保護者面談・校内研修を実施することで、積極的に情報を収集していきます。また、道徳科の授業はもとより、学級活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼び掛ける活動等、子供自身の主体的な活動を推進していきます。

② 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。早い段階から多くの大人が適切に関わり、いじめを認知することが大切です。学校では、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって積極的に確認します。日頃から子供の見守りやコミュニケーションに努め、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、子供にかかわるすべての教職員が積極的に情報交換を行っていきます。いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを可能にしていきます。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医療機関、警察官経験者など外部専門家等と協力して対応することで、より実効的な解決を図っていきます。

③ 早期対応

学校は、発見・通報を受けた場合には組織的に対応します。具体的には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行います。そして、いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施します。被害にあった子供を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たります。

3 いじめの防止等のための組織・体制

いじめ防止やいじめの対応について組織的に取り組むため、佐久間小学校では次の組織を設置します。

(1) 組織

① 名称

- ・ 佐久間小学校いじめ防止等のための対策委員会

② 構成

- 校長 ○ 教頭 ○ 教務主任
- いじめ対策コーディネーター（兼：生徒指導主任） ○ 養護教諭
- 学級担任
- スクールカウンセラー
- 学校評議員
- 民生委員
- 主任児童委員
- P T A 正副会長
- P T A 学年委員
- 各地区自治会長

※ ●印が付いた方は、いじめの状況によって組織に加わるようにする。

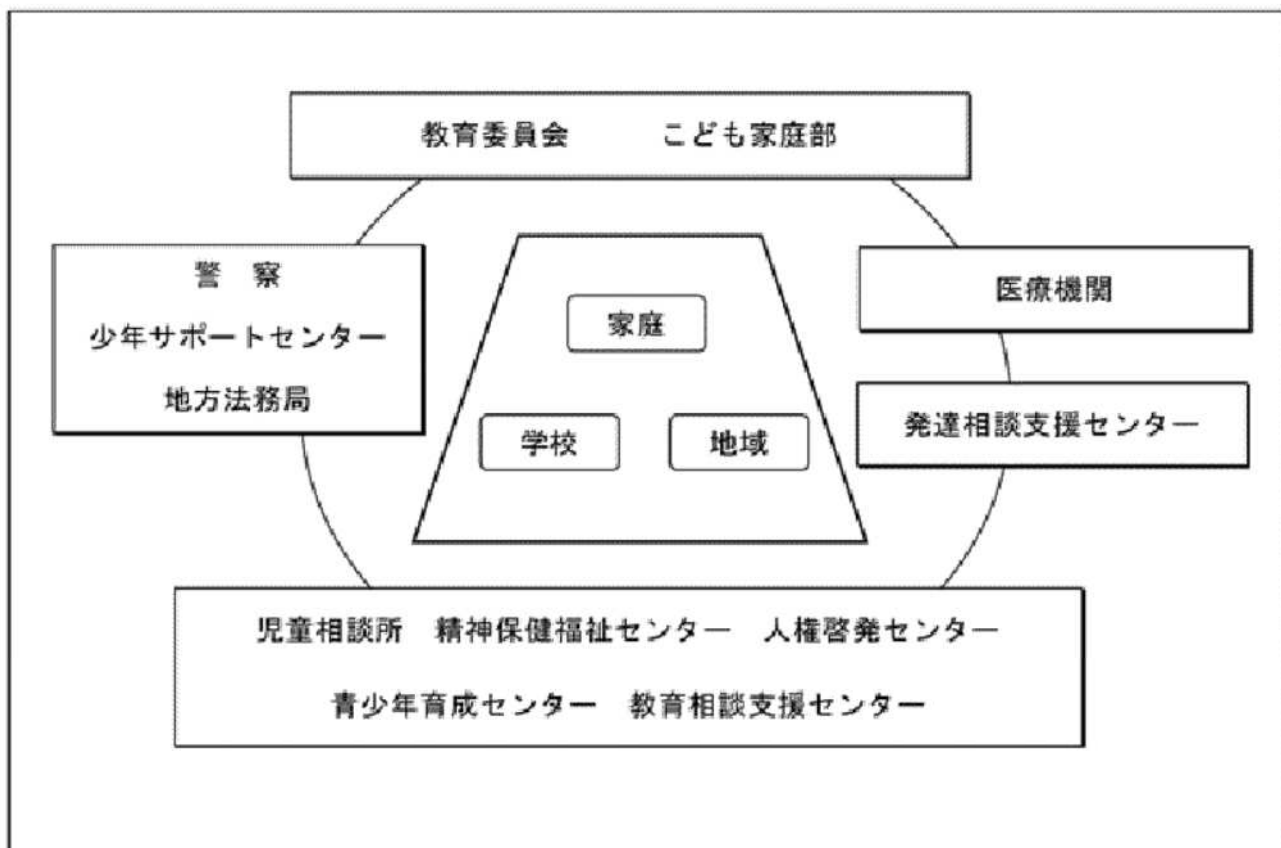
※ 状況が重篤な場合は、警察や区役所、医療機関等も組織に加わるようにする。

(2) 体制

- 校長のリーダーシップの下、情報の収集や共有、委員会における記録の管理、取り組み、方針の企画・立案等を行い、いじめ問題に向けて全校体制で対応します。

<図1>

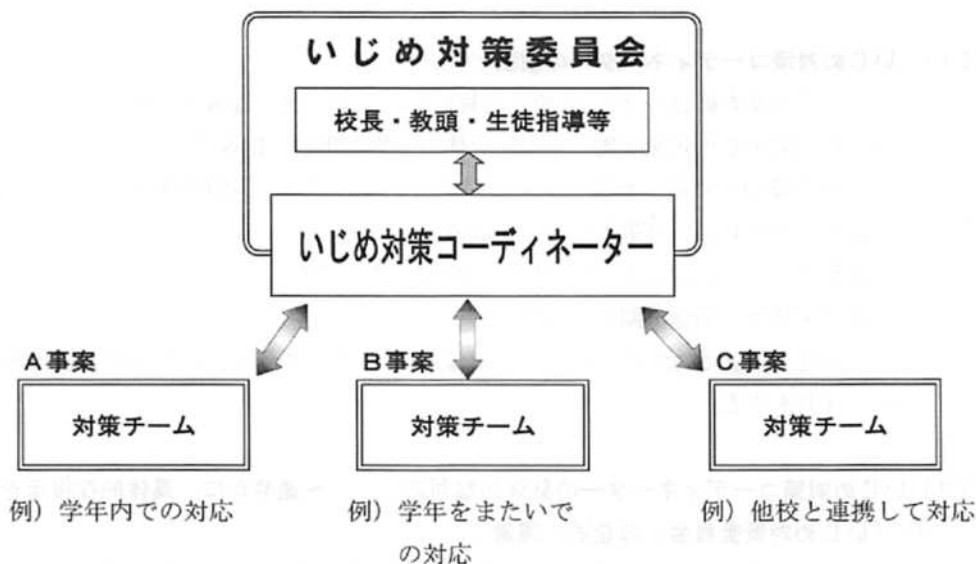
家庭・学校・地域と連携する関係機関



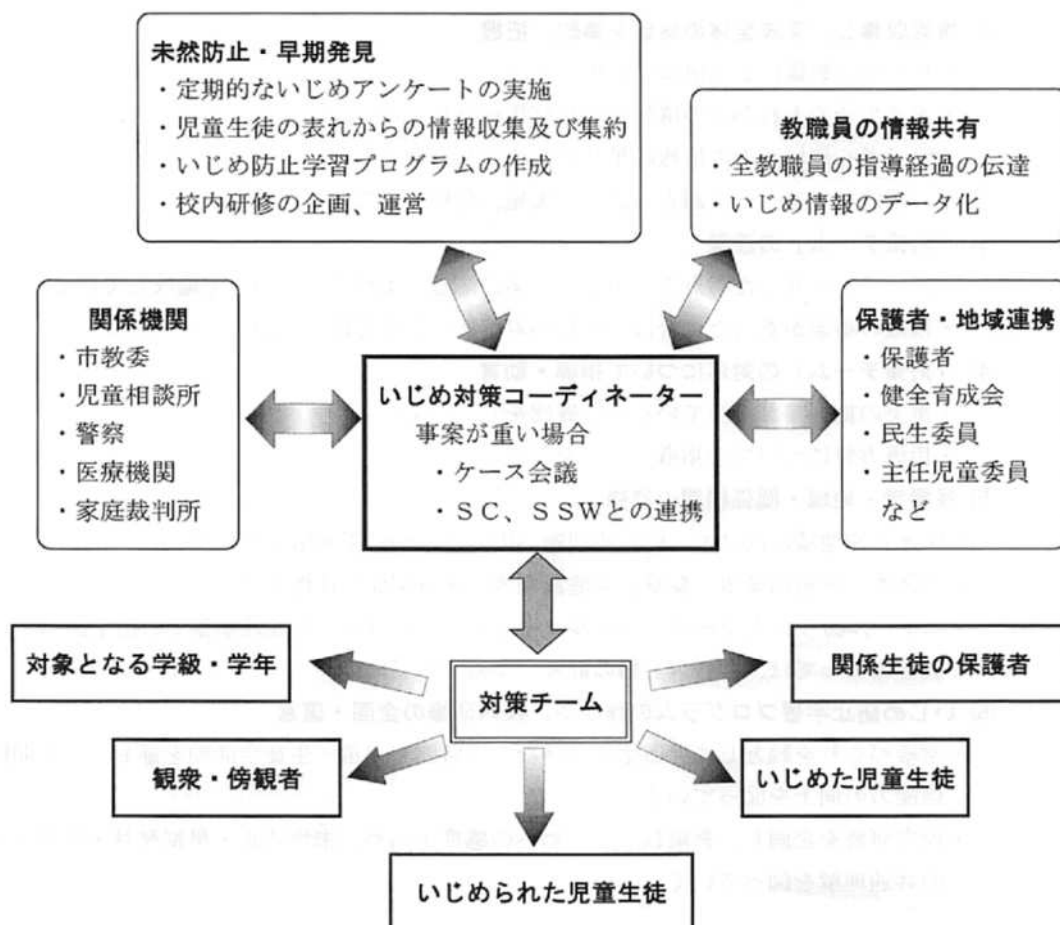
○ いじめの状況によって関係機関と連携を図り、いじめ問題に対して組織を効率的に機能させます。

<図2>

「いじめ対策委員会」と「対策チーム」の関わりのイメージ図



いじめ対策コーディネーター、対策チームの連携・対応のイメージ図



4 いじめの防止等のための具体策

いじめの防止等のための対策委員会が中心となり、学校は家庭や地域と連携し協力体制を取りながら対策を講じます。

(1) 未然防止

子供との共感的な関わりを通して自他理解を深め、お互いによりよい人間関係を築いていきます。特に、子供一人一人に対してかけがえのない存在であるという自尊感情を育み、合わせて生活する上での規範意識や人権感覚を高め、健やかでたくましい心を養います。

<家 庭>

日頃から子供との触れ合いや対話を大切にし、子供のありのままを受け止め、いつでも「あなたの味方だよ」と子供が安心感や信頼感で満たされるようにします。また、子供のわずかな様子の変化を見逃すことのないよう、子供に寄り添っていきます。

<地 域>

社会生活を営む上での子供の規範意識や人権感覚を高める場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守っていきます。特に、子供が社会の中で様々な経験を積み重ね、社会の一員として自立できるよう、地域や地域住民との結び付きを図る機会を設定し、地域で育てるという視点で関わりをもつようにします。

<学 校>

子供と教職員との信頼関係を大切にし、子供同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めるようにします。

特に、一人一人のよさを認め、学校における人間関係を良好にするための活動を積極的に展開するとともに、各教科・領域等や人権教育に関わる指導の充実を図ることで、子供一人一人の自尊感情や有用感、所属感を高めることができますようにします。

具体的には、

- ◎ 登下校時に子供を明るい挨拶と笑顔で出迎えたり、送り出したりします。
- ◎ 授業では、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていき、子供が「分かった」、「できた」と満足感や達成感を味わうことができるよう、粘り強く指導、支援します。
- ◎ 山びこ発表や各学期のめあて・感想発表の場等を通して、子供一人一人のよさを発揮できる場を設定するとともに、全校の前で称揚されることで、自己肯定感や自尊感情、自己有用感を味わうことができますようにします。
- ◎ 生活アンケートを基にした教育相談や、子供一人一人との日常的なコミュニケーションを心掛け、受容的態度で接する中で子供理解に努めます。
- 朝マラソン、部活動等の諸活動に対し、教師と子供が共に取り組みながら子供一人一人の取り組みの様子を温かく見守ります。
- 係活動や委員会活動において子供一人一人に役割を持たせ、活動を通して所属感をもつことができますようにします。
- 異学年の子供たちで組織される縦割り班活動を多く取り入れることによって、温かく思いやりのある人間関係が上級生を中心に常に築かれるようにします。
- 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係の素地を養うため、道徳教育の充実を図ります。
- ネットいじめの防止のために、情報モラルについての指導を行います。

- 教職員に対して、いじめに関する事例研究や人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、情報モラル教育の研修を進め、資質の向上に努めるようにします。

(2) 早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こり得るものであるという観点から、家庭、地域、学校が一体となって、子供を見守る体制を整えます。いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめをしている子供からも出ていることを踏まえ、わずかな変化を見逃さず、深刻な事態に発展する前にいじめを認知することができるようにします。

<家 庭>

日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした変化を見逃さず、地域や学校と連携して、早期発見に努めるようにします。

特に、子供の身体の傷やあざ、子供の持ち物や衣類等の極端な汚れ、破損、紛失等に対しては、十分に目を行き届かせながら、いじめを早期に発見できるようにします。

具体的には、

- 子供の表情や態度、言動の小さな変化を察知します。
- 子供の変化に気付いたら、子供と向き合いじっくり話を聞きます。
- 子供だけが背負い込んで孤立することのないように、家族みんなで子供に寄り添い、味方になるようにします。
- いじめの兆候と思われる状況を詳細に把握し、家族ですべてを背負い込むことのないよう、地域や学校に迅速に相談するようにします。

<地 域>

地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめていた状況を目撃したりした場合は、速やかに家庭や学校【*窓口は教頭】に連絡するようにします。

<学 校>

子供がいじめを訴えやすい人間関係づくりに努めるようにするとともに、子供や保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認するようにします。

特に、いじめが深刻な事態に発展する前段階で、子供からの発せられたサインを確実に受け止め、適時に対応するようにします。

また、定期的に生活アンケートを実施することで、職員の積極的にいじめに対する意識を高めていきます。

具体的には、

- ◎ 教職員は日ごろから子供とのコミュニケーションを図り、子供が何でも言える雰囲気をつくるようにします。
- ◎ 生活記録（日記）や学校生活における教育相談、生活アンケート、本読みカードの保護者記述欄等で子供の置かれている状況や、いじめに関わる情報を迅速に察知するようにします。
- ◎ 連絡ノート、本読みカード、学校・学年通信、懇談会や三者面談等で、保護者とのコミュニケーションの機会を積極的に活用するようにします。
- ◎ 担任のみが窓口となるのではなく、気軽に相談できる体制を築き、教頭や養護教諭も積極的に関わっていくようにします。
- スクールカウンセラーとの計画相談や希望相談を設定し、何でも相談できるように

します。

- 職員会議や生徒指導委員会等の会合の中で、子供一人一人の情報交換を密にし、子供理解に努めるとともに、具体的な指導や支援のあり方について協議します。
- ネットパトロールからの情報等により、ネットいじめの把握に努めるようにします。

(3) 早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態に発展しないように、家庭、地域、学校が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応するようにします。

<家庭・地域>

いじめを受けた子供に対しては、その状況を十分に把握した上で、学校に情報を提供するようにします。また、いじめをした子供に対しても、いじめた状況を十分に把握した上で、学校に情報を提供するようにします。

何よりもどの子供に関しても健やかな成長を第一に願い、正しい情報収集と情報伝達ができるようにします。

具体的には、

- 家庭は、子供の味方になることを前提にしながらも、できる限り事実のみを正しく収集し、学校に伝えるようにします。
- 地域は、把握した状況を正確に学校に伝えるようにします。

<学校>

学校は組織的に対応し、いじめを受けた子供に対する支援、いじめた子供や周囲の子供への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立てるようにします。また、いじめの状況がなくなっても継続的に支援・指導を行い、再発を防ぐようにします。

特に、支援にあたっては、心身の苦痛を少しでも緩和し、いじめを受けた子供が一刻も早く立ち直ることができるよう温かく見守っていくようにします。一方で、指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で接し、いじめた子供が二度としてはならないという気持ちをもてるようにします。

具体的には、

- ◎ いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに教育相談を実施し、的確に事実確認を行います。
- いじめ対策等のための対策委員会が中心となって支援や指導を行います。
- いじめが認知された場合は、いじめを受けた子供や保護者に対して支援を、また、いじめをした子供や保護者に対しては指導・助言を行い、継続的に見届けをします。
- 他の犯罪行為があった場合など必要な場合は、関係機関と連携を取ります。

(4) 重篤ないじめの問題への対処

重篤であると思われる事案が発生した場合には、速やかに事案についての事実確認を行い、迅速に対応します。

① 重篤事案の意味

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 子供が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負ったり、金品等に重大な被害を被ったりした場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※いじめが原因で不登校になったとき、いじめを受けて重篤事態に至ったという申し立てがあったときも該当します。

② 重篤事案の調査及び初期対応

- 教育委員会の指導や支援の下、学校主体の調査を行います。調査を行っても十分な結果が得られなかった場合や、学校教育活動に支障が生じる場合には、教育委員会が主体となって、いじめ対策等専門家チームの助言を得ながら迅速に再調査を実施し、いつ（いつ頃から）、誰が関わり、どのような表れであったか、いじめを生んだ背景事象としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を客観的に明らかにしていきます。

③ 調査結果の提供及び報告

- 調査によって明らかになった事実関係については、いじめに関わった子供やその保護者に対して、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に調査結果を提供します。
- 調査結果については、教育委員会に報告します。

④ 相談体制の整備

- 重篤事案の発生では、子供や保護者、教職員が心身に苦痛を感じてしまうことが考えられるため、心のケアを中心にカウンセリング等行うことができる体制を整備します。

⑤ 報道の協力

- 情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供ができるよう、初期段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。
- 自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性あることを踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。

(5) 学校における関係機関等との連携

いじめ問題への対応においては、家庭、地域との連携・協力に加えて、関係機関と適切に連携していくようにします。

<関係機関>

・ スクールカウンセラー ・ スクールソーシャルワーカー

- ・ 警察 ・ 児童相談所 ・ 教育委員会 ・ 医療機関
- ・ 教育相談支援センター ・ 健全育成会 ・ 学校評議員会
- ・ 少年サポートセンター

等

(6) 家庭・地域・学校の連携

家庭と学校、地域が連携して、いじめ防止の活動に取り組みます。

具体的には

- P T A 総会や学年懇談会でいじめの未然防止や早期発見のための情報交換を行っていきます。
- ネットいじめ防止のための見守りやフィルタリングなどについて、保護者への啓発を図ります。
- 民生委員、主任児童委員に、佐久間小学校での教育活動と子供たちの様子を参観に来ていただきます。
- 学校だよりを活用し、地域での子供たちの様子を常に目を配るよう依頼します。
- 地域社会でのさまざまな活動に対して積極的に参加するよう子供たちに呼びかけます。
- 総合的な学習の時間や探究活動・クラブ活動等を通して、地域の方と積極的に関わる機会を設け、子供たちに地域の方々の温かさや地域への熱い思いにふれるようにします。